



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第587号 令和5年5月16日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
218	令和5年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を告示する件	とくしまゼロ作戦課
219	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
220	同	同
221	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった件	同
222	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
223	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
224	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	同
225	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
226	指定障害児通所支援事業者を指定した件	障がい福祉課
227	肥料の登録の有効期間を更新した件	農林水産総合技術支援センター
228	土地改良区の役員の就任について届出があった件	農山漁村振興課
229	土地改良区の定款の変更を認可した件	同

【告示】

番 号

表

題

担当課名

2 3 0

公有水面の埋立てを免許した件

運輸政策課

徳島県告示第二百十八号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八十条の規定により、令和五年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和五年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第一回	令和五年五月二十六日 （金曜日）まで	令和五年六月三日（土曜日）	筆記試験、口述試験、 適性検査、身体検査及 び経歴評定

備考

- 筆記試験及び適性検査については、試験期日前にインターネットを利用する方  
法により受験するものとする。
- 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、学校教育  
法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について  
試験するものとする。

二 試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名 称	位 置
第一回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

三 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、学校教育  
法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの  
1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなく  
なるまでの者

2 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他  
の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 採用予定月

令和六年三月又は四月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出

張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第二百十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 四国化成工業株式会社 徳島工場  
住 所 板野郡北島町江尻字内中須一番地  
代表者 執行役員工場長 溝部昇

2 工場又は事業場

名 称 四国化成工業株式会社 徳島工場  
所在地 板野郡北島町江尻字内中須一番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号二に規定する廃ガス洗浄施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年五月十六日から  
令和五年六月六日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び北島町まちみらい課

徳島県告示第二百二十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 本社

所在地 阿南市上中町岡四九一番地

3 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十三号水に規定する廃ガス洗浄施設及び第六十五号に規定する酸又はアルカリによる表面処理施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年五月十六日から

令和五年六月六日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第二百一十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 本社

所在地 阿南市上中町岡四九一番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号に規定する酸又はアルカリによる表面処理施設

4 変更の概要

汚水等の処理の方法並びに排水の汚染状態及び量の変更

5 変更しようとする事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年五月十六日から

令和五年六月六日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第二百二十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和五年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名 称	所 在 地	所 在 地	種 類		
株式会社デザインケ ア	愛知県名古屋市中村区名駅二 丁目三八番一号	徳島市中前川町五丁目一〇 一ルナ前川三〇三号室	訪問看護	令和五年五月一日	

徳島県告示第二百二十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和五年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
株式会社デザインケ ア	愛知県名古屋市中村区名駅二 丁目三八番一号	みんなのかかりつけ訪 問看護ステーション徳 島	徳島市中前川町五丁目一〇 一 ルナ前川三〇三号室	介護予防訪問 看護	令和五年五月一日

徳島県告示第二百二十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
有限会社オリーブ	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南一六四番地一	有限会社オリーブ・介護支援センター	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南一六四番地一	訪問介護	令和五年二月二十日	令和五年三月三十一日
社会福祉法人徳島市社会福祉協議会	徳島市沖浜東二丁目一六	徳島市加茂名デイサービスセンター	徳島市庄町五丁目四八番地	通所介護	同 二十七日	同
社会福祉法人勝寿会	勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国一三番地の一	デイサービスセンターオレンジ荘	勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国一三番地の一	同	同	同
医療法人すみれ会	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生四〇番地の一	羽ノ浦整形外科内科病院	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生四〇番地の一	通所リハビリテーション	同 六日	同
有限会社ゴトームデイカル	徳島市中昭和町二丁目七二	有限会社ゴトームデイカル	徳島市中昭和町二丁目七二	福祉用具貸与 特定福祉用具 販売	同 二月 二十七日	同
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地	ニチイケアセンターおきのす	同 北沖洲三丁目八番七五号	同	同 二月 二十二日	同

徳島県告示第二百二十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
医療法人すみれ会	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生四〇番地の一一	羽ノ浦整形外科内科病院	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生四〇番地の一一	介護予防通所リハビリテーション	令和五年二月六日	令和五年三月三十一日
有限会社ゴトメデイカル	徳島市中昭和町二丁目七二	有限会社ゴトメデイカル	徳島市中昭和町二丁目七二	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	同 三月二十七日	同
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地	ニチイケアセンターおきのす	同 北沖洲三丁目八番七五号	同	同 二月二十二日	同

徳島県告示第二百二十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の二第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和五年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所 支援の種類		指定年月日	
名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地
株式会社あいライン	板野郡上板町佐藤塚字東二 四番地一	児童発達支援アンデル セン	徳島市佐古七番町八 一板 東ビル一F	児童発達支援	児童発達支援 放課後等デイサービス	同	同
株式会社RCE	徳島市大原町池内山一 二四	Fire works	同 大原町池ノ内一七番 九	同	同	同	同 四月 一日
合同会社まる・サンカ ク・四角	同 佐古八番町二番二 号	らいふクラブぴーすふ る	同 上助任町三本松三七 一番地四九	同	同	同	同
合同会社トライアクション	同 大原町千代ケ丸五番 地	児童発達支援・放課後 等デイサービスライ アングル	同 国府町府中八〇八 一四	同	同	同	同
株式会社Poppy	同 国府町日開八七〇番 地一	児童発達支援・放課後 等デイサービスMir appi	同 住吉四丁目一 三七 メゾンHOSOKAWA	同	同	同	同

株式会社尽結会	株式会社 Style assist	リトルバード有限公司	社会福祉法人梅の花保 育園
徳島市北沖洲三丁目九番六 七号	板野郡板野町西中富菅生一 八一番地一	吉野川市鴨島町上下島一七 六番地の一	同 蔵本元町二丁目二五 番地
児童デイサービスセン ター For You 沖洲	放課後等デイサービス Style assist 「NARUTO」	放課後等デイサービス ウイズ・ユークもじま	HARU
徳島市北沖洲三丁目九番六 七号	鳴門市瀬戸町室字中ヶ谷六 八番六	吉野川市鴨島町上下島一七 一	同 蔵本元町二丁目六五 四
児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	放課後等デイサービス	同	同
同	同	同	同

徳島県告示第二百二十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和五年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

登録番号	徳島県 第四二二号
肥料の種類	肉骨粉
肥料の名称	徳島化製A
保証成分量（%）	窒素全量 八・〇 りん酸全量 五・〇
その他の規格	公定規格の定め のとおり
生産業者の氏名又は名称及び住所	徳島化製事業協業組合 徳島市不動本町二丁目一七〇番地の一
登録有効期限	令和十一年五月九日

徳島県告示第二百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 土地改良区の名称  
阿南東部土地改良区

- 二 就任役員

役員名	氏名	住 所
理事	壽田繁典	阿南市日開野町竹ノ八ナ二五
監事	西裕司	同 見能林町林崎七 三

徳島県告示第二百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年五月十六日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
徳島市国府町 花園土地改良区	令和五年四月二十八日

徳島県告示第百三十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和五年五月十六日

徳島小松島港湾管理者 徳島県  
代表者 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 免許を受けた者

1 氏名又は名称 徳島県

2 住 所 徳島市万代町一丁目一番地

3 代表者の氏名 徳島県知事 飯泉嘉門

4 代表者の住所 徳島市南仲之町三丁目 県公舎

二 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

徳島市津田海岸町一一二五番一、一一二八番、一一四四番一及び一一四五番の各地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点 国土地理院津田公園四等三角点（北緯三四度〇二分四〇秒八一七、東経一三四度三四分五六秒一一九。以下「基点」という。）から七七度二六分一二秒五四四・八一メートルの地点

の地点 から一五度四七分三〇秒四七八・六六メートルの地点  
の地点 から一〇一度〇五分〇六秒一九・一四メートルの地点  
の地点 から一九六度三二分三二秒一六・九一メートルの地点  
の地点 から一六五度〇八分五七秒六〇・九九メートルの地点  
の地点 から一〇〇度三六分二八秒一九九・七七メートルの地点  
の地点 から一九六度〇二分三八秒四〇七・一九メートルの地点  
の地点 から一〇五度五二分一六秒五〇・〇〇メートルの地点  
の地点 から一九五度五五分四八秒四六・〇二メートルの地点  
の地点 から一〇六度二三分〇八秒一・六八メートルの地点  
の地点 から一九五度五五分四六秒九・三六メートルの地点  
の地点 から一八六度二三分〇三秒一一・三〇メートルの地点  
の地点 から一六度一三分三五秒〇・七八メートルの地点  
の地点 から一八六度一三分五九秒七七・五一メートルの地点  
の地点 から一九六度一四分一二秒〇・七八メートルの地点  
の地点 から一八六度一四分〇〇秒三六・九一メートルの地点  
の地点 から三一六度一五分四九秒二一・五二メートルの地点  
の地点 から一六度一六分一三秒一・九四メートルの地点  
の地点 から一八六度一五分四二秒五〇・〇〇メートルの地点

2 埋立てに関する工事の施行区域

(三) 面積 一一五、〇五二・八二平方メートル

(一) 位置

徳島市津田海岸町一一四四番二並びに一一二五番一、一一二九番一、一一三〇番一、一一四〇番、一一四三番一、一一四四番一及び一一四五番の各一部並びに一一二五番一、一一二八番、一一三〇番、一一四〇番、一一四三番一、一一四四番一及び一一四五番の各地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びa1の地点とa24の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- a1の地点 基点から七十七度二六分二秒五四一・九二メートルの地点
- a2の地点 a1の地点から一五度四五分三八秒四九七・二四メートルの地点
- a3の地点 a2の地点から二八〇度五四分五一秒一〇〇・八三メートルの地点
- a4の地点 a3の地点から一〇度一八分二三秒九一・三七メートルの地点
- a5の地点 a4の地点から二八〇度五八分四九秒五八・三〇メートルの地点
- a6の地点 a5の地点から一〇度三一分〇一秒二五・七六メートルの地点
- a7の地点 a6の地点から二八〇度五九分二九秒一四・三一メートルの地点
- a8の地点 a7の地点から一八九度五八分二三秒一七・二〇メートルの地点
- a9の地点 a8の地点から二八〇度五四分五一秒七三・四〇メートルの地点
- a10の地点 a9の地点から一度三二分三八秒三七・三五メートルの地点
- a11の地点 a10の地点から一〇〇度五九分二九秒一八二・〇六メートルの地点
- a12の地点 a11の地点から一九〇度五九分二九秒二五・六九メートルの地点
- a13の地点 a12の地点から一〇〇度五六分四二秒二一三・三一メートルの地点
- a14の地点 a13の地点から一九一度〇一分四一秒二九三・一九メートルの地点
- a15の地点 a14の地点から二八〇度五三分二七秒一三〇・七四メートルの地点
- a16の地点 a15の地点から一九六度二〇分二一秒一五・八二メートルの地点
- a17の地点 a16の地点から一〇〇度四八分〇〇秒二三四・六〇メートルの地点
- a18の地点 a17の地点から一九六度〇二分三七秒四五五・一三メートルの地点
- a19の地点 a18の地点から一九五度五二分一六秒二九三・八四メートルの地点
- a20の地点 a19の地点から一九五度五八分四九秒六一・九二メートルの地点
- a21の地点 a20の地点から二五六度三五分二八秒二五五・六四メートルの地点
- a22の地点 a21の地点から二七二度二五分〇一秒二三・五三メートルの地点
- a23の地点 a22の地点から二五度五二分四〇秒七〇四・九二メートルの地点
- a24の地点 a23の地点から二八六度一四分〇五秒二九七・三九メートルの地点

三 (三) 面積 四三二、九二三・九九平方メートル  
埋立地の用途 ふ頭用地、製造業用地及び緑地

四 免許の年月日 令和五年四月二十八日